

## 告 示

### 埼玉県行田県土整備事務所長告示第二十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和六年十月二十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年十月二十五日

埼玉県行田県土整備事務所長 吉村正則

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 利根川自転車道線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
地先まで 同市新川通字中分八二七番一	加須市旗井字堤外二一四八番三 地先から	区 間
三・〇〇〃 一六・二〇	三・〇〇〃 六・五〇	敷地の幅員 (メートル)
三三五四・七八		延 長 (メートル)
事による。		備 考

国の首都圏氾濫区域堤防強化対策工